

東京都パートナーシップ宣誓制度実施要綱

令和4年9月26日
4総人権企第216号
局長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都パートナーシップ宣誓制度に関する規則（令和4年東京都規則第153号。以下「規則」という。）に基づき、東京都パートナーシップ宣誓制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(届出方法)

第2条 規則第4条及び第7条に規定する届出並びに第8条に規定する再交付の依頼は、原則として、東京都（以下「都」という。）が定める電子申請システム（以下「システム」という。）により行うものとする。ただし、システムにより行うことが困難と認められる場合は、届出者は、あらかじめ届出日時及びその他必要な事項を都と調整の上、都の指定する場所において、対面で届出を行うことができる。

(届出時における添付書類)

第3条 規則第4条に規定する届出に当たっては、次に掲げる書類等の画像データ又は写しを提出するものとする。

(1) 規則第3条第2号に規定する婚姻をしていないことを証明する次のいずれかの書類（届出日前3か月以内に交付されたものに限る。）

ア 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

イ 独身証明書

ウ 届出者が外国籍であるときは、外国の官憲（在日大使館等）の交付する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文（翻訳した者の氏名を記入したのものに限る。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、知事が適当と認める書類

(2) 次のいずれかに該当することを証明する書類（届出日前3か月以内に交付されたものに限る。）

ア 規則第3条第5号アの要件に該当する場合にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写しであつて、個人番号が記載されていないもの。ただし、規則第6条第2号に規定する届出を行う者は、子の記載のあるものに限る。

イ 規則第3条第5号イの要件に該当する場合にあつては、転入予定先の住所が確認できる不動産会社等が発行した書類

ウ 規則第3条第5号ウの要件に該当する場合にあつては、都内において就業し、又は就学していることが確認できる就業先等の法人等が発行した書類

エ アからウまでに掲げるもののほか、知事が適当と認める書類

(3) 規則第6条第1号に規定する通称名の受理証明書への記載を希望する場合にあつては、当該通称名を社会生活上日常的に使用していることが確認できる官公署、就業先法人等の発行する書類

(4) 届出者本人であることを証明する次に掲げるいずれかの書類。ただし、対面による届出を行う場合は原本を提示するものとする。

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第

27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(表面のみ)

イ 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証

ウ 旅券法(昭和26年法律第267号)第2条第2号に掲げる一般旅券

エ 官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であつて、本人の顔写真が貼り付けられたもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、知事が適当と認める書類

(5) 前号の書類に貼り付けられた写真以外の届出者の写真(届出日前3か月以内に撮影されたカラー写真であつて、正面、上三分身のものに限る。)。ただし、対面による届出を行う場合は、提出は不要とする。

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(変更等の届出時の添付書類)

第4条 届出者は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める書類等の画像データ又は写しを提出するものとする。

(1) 規則第7条第3号に規定する変更等を届け出る場合 届出者のパートナーシップ関係の相手方の死亡の事実を確認できる医療機関等の発行する書類等

(2) 規則第7条第4号に規定する変更等を届け出る場合 当該変更に係る前条に規定する書類等

(再交付依頼時の添付書類)

第5条 規則第8条に規定する再交付の依頼において、届出者は、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の前回交付から30年が経過している場合その他知事が特に必要と認める場合は、第3条各号に規定する書類等の画像データ又は写しを提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、同年10月11日から施行する。